

川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付要綱

(令和2年10月13日市長決裁2川経国推第131号)

(通則)

第1条 川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎市内の中小事業者等が海外展開に向けて行う自社コンテンツのグローバル化に要する経費に対し、補助金を交付することにより、中小事業者等の海外展開を促進し、販路拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「中小事業者等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者として、別表第1に定める者
- (2) 前号に掲げる企業者が主たる構成員となっている法律に基づき設立された組合及び団体
- 2 この要綱において「大企業」とは、前項各号のいずれかに該当する者以外の者であって事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合は除く。
- 3 この要綱において「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者
 - (2) 発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、大企業が所有している者
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

(補助対象者)

第4条 この要綱に定める補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等及び別表第2に掲げる施設等に入居している中小事業者等
 - (2) 市民税を滞納していない者
 - (3) 次のいずれにも該当しない者
- ア 代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがある者

イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業及びこれに類する事業）を行っている者

ウ みなし大企業に該当する者

エ 3年連続して同一の補助対象事業による交付を受けようとする者

オ アからエに掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

（補助対象事業及び補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）

は、川崎市内の中小事業者等が行う別表第3に規定する事業とする。

2 次のいずれかに該当するときは、補助対象にならないものとする。

（1）同一内容、同一経費で既に川崎市又は他の行政機関等の助成制度による助成を受けているもの又は採択が決定しているもの

（2）前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

3 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表第3に掲げる経費のほか、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

4 補助対象事業は、第8条に規定する補助金の交付決定を行った年度に属する3月14日までに完了するものとする。

5 補助対象事業の着手時期は、交付決定を行った日以降でなければならない。ただし、事業の性質上やむを得ないと市長が認める場合はこの限りでない。

（補助率及び補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、別表第3に定めるところにより、予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下、「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）交付申請書（第1号様式）

（2）暴力団排除に係る誓約書（第2号様式）

（3）（法人）市民税納税証明書

（4）個人にあつては、開業届又は確定申告書の写し

（5）見積書等経費内訳がわかる書類

（6）会社パンフレット等事業内容が分かるもの（第1号様式の別紙において自社ホームページのURLを記入する場合を除く）

- (7) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項に規定する申請書類は、別に指定する日までに提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、同一年度内において本補助金の交付を受けた場合は、申請できない。

(交付決定)

- 第8条 市長は、前条の申請があつたときは、内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、その結果について、交付決定通知書（第3号様式）又は不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

- 第9条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に市長に申し出なければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更・中止の申請)

- 第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下、「補助事業」という。）について、その目的若しくは内容を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに変更（中止）申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の目的を損なわない範囲で、次の各号に定める軽微な変更である場合を除く。
- (1) 事業実施期間を短縮するとき。
- (2) 補助対象経費が減額となるとき。
- (3) 同一の経費区分において経費の配分を変更するとき。

(変更・中止の承認)

- 第11条 市長は、前条の変更（中止）申請書の提出があつた場合において、変更又は中止の承認をしたときは、変更（中止）承認通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合は、当初決定額を上限

として補助金を交付する。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、承認に関し条件を付すことができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）事業実績報告書（第7号様式）
- （2）支払いを証する書類の写し
- （3）その他市長が必要と認めるもの

（補助金額の確定）

第13条 市長は、事業実績報告書の提出を受けた後、速やかにその内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金額を確定し、交付額確定通知書（第8号様式。以下、「確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。ただし、市長は、確定額及び交付決定額が同一である場合は、確定通知書を省略することができる。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助事業者は、前条に基づく通知を受理した後、速やかに市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - （2）補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
 - （3）補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
 - （4）補助金の交付を受けるまでに第4条、第5条に定める要件を欠くことになったとき。
 - （5）補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。
 - （6）前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助金額の確定後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、当該交付決定を取り消すときは、交付決定取消通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、申請者の名称及びその内

容を公表することができる。

(書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管しておかなければならない。

(実施状況の調査等)

第17条 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、書面の提出を求め、又は現地調査等により、補助事業に係る帳簿等の関係書類や実施状況について調査を行うことができる。

(事業成果の普及)

第18条 補助事業者は、市長が補助事業の成果を普及するための事業等を行うときは、これに協力するように努めなければならない。

(その他)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	業種・組織形態	資本金	従業員
		(資本の額又は 出資の総額)	常勤
資本金又は従業員 数が右記 の数字以 下となる 会社又は 個人	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業	5,000万円	100人
	小売業	5,000万円	50人
	その他の業種（上記以外）	3億円	300人
組合関連	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、 商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 等		

別表第2（第4条関係）

対象施設等名称	所在地
(1) かながわサイエンスパーク	川崎市高津区坂戸 3-2-1
(2) かわさき新産業創造センター	川崎市幸区新川崎 7-7
(3) テクノハブイノベーション川崎	川崎市川崎区南渡田町 1
(4) 明治大学地域産学連携研究センター	川崎市多摩区三田 2-3227
(5) ナノ医療イノベーションセンター (共同研究施設利用)	川崎市川崎区殿町 3-25-14
(6) ライフイノベーションセンター	川崎市川崎区殿町 3-25-22

別表第3（第5条、第6条関係）

対象事業	(1) 外国語の資料・ホームページ等作成 (2) PR動画等作成 (3) 契約資料等の作成・翻訳
補助率	2分の1以内
限度額	15万円（注）
対象経費	作成費用

注 複数の事業を実施する場合も、合計 15 万円を限度額とする。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名

川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付申請書

川崎市コンテンツグローバル化促進事業に係る補助金の交付を受けたいので、川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり申請します。

1 対象事業

別紙 事業計画書のとおり

2 添付書類

- （1） 暴力団排除に係る誓約書（第2号様式）
- （2） （法人）市民税納税証明書
- （3） 個人にあっては、開業届又は確定申告書の写し
- （4） 見積書等経費内訳がわかる書類
- （5） 会社パンフレット等事業内容がわかるもの

※第1号様式の別紙において自社ホームページのURLを記入する場合は添付不要。

- （6） その他市長が必要と認めるもの

3 連絡担当者

氏 名	
所 属 ・ 職 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

第1号様式の別紙（第7条関係）

事業計画書

申請者概要

企 業 名	
市 内 事 業 所 所 在 地	(本社所在地が市内の場合は記入不要)
主 たる 業 種 (日本標準産業分類中分類)	
主 な 事 業 内 容	
資 本 金	円 (大企業の出資割合 %)
従 業 員 数 (常 勤)	
創 業 年 月	
自社ホームページ URL	(自社ホームページを所有していない場合は記入不要)

申請要件等の確認

(該当する項目に☑を記入してください。全ての項目に☑がある方のみ申請可能です。)

市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等若しくは以下の施設に入居している中小事業者等である。	☐
(以下の施設に入居している場合は、該当施設の選択肢ア～カを右欄に記載してください。) ア かながわサイエンスパーク イ かわさき新産業創造センター ウ テクノハブイノベーション川崎 エ 明治大学地域産学連携研究センター オ ナノ医療イノベーションセンター (共同研究施設利用) カ ライフイノベーションセンター	
市民税を滞納していない。	☐
代表者又は役員の中に暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) に該当する者がいない。	☐
公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条により定める事業及びこれに類する事業) を行っていない。	☐
大企業及びみなし大企業ではない。	☐

他の公的補助の利用状況 (自社コンテンツのグローバル化に関するものに限る)

他の公的補助 がある場合	補助金の名称 : () 補助申請の内容 : ()
-----------------	----------------------------------

事業概要

実施期間	交付決定日 ～ (完了) 年 月 日		
作成物・翻訳物 (対象事業は、(1)～(3)のうち、該当するものを選択。言語は対象となる全ての外国語を記入。)	対象事業	作成物・翻訳物	言語
	(1) 外国語の資料・ホームページ等作成		
	-		
	-		
	-		
	-		
目的及び事業概要			
事業終了後の海外展開に関する構想			

補助対象経費

(単位：円)

対象事業	項目・内容	金額（消費税抜額）
(1) 外国語の資料・ホームページ等作成		円
-		円
-		円
-		円
-		円
補助対象経費合計 (A)		円

補助申請額

(単位：円)

補助対象経費 (A)	補助率	補助申請額 (A) × 1/2 と 15 万円のいずれか低い額
円	1/2	円

(千円未満切捨て)

※足りない場合は、行を増やしてお書きください。

第2号様式（第7条関係）

暴力団排除に係る誓約書

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、下記「役員等名簿」により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

〔役員等名簿〕

役職	氏名（フリガナ）	性別 （任意）	住所	生年月日
（記入例） 代表取締役	川崎 海 （カワサキ カイ）		川崎市川崎区宮本町1番 地	昭和 50 年 10 月 10 日

（注1）氏名には、フリガナを付して下さい。

（注2）性別の記載は任意です。

（注3）生年月日は和暦で記載してください。

（注4）当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

第3号様式（第8条関係）

川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名 様

年 月 日付けで申請のあった川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金については、川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次の条件を付けて交付を決定します。

年 月 日

川崎市長 名

- 1 実施期間： 年 月 日～ 年 月 日
- 2 補助対象経費：申請内容のとおり
- 3 交付決定金額： 円
- 4 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及び次の各号に掲げる条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。
 - (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) その他、補助事業の実施に当たっては、川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付要綱及び募集要項を遵守しなければならない。
- 5 申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に市長に申し出なければならない。

第4号様式（第8条関係）

川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名 様

年 月 日付けで申請のあった川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金については、内容を審査した結果、交付決定に至りませんでしたので、通知します。

年 月 日

川崎市長 名

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名

川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1 変更（中止）理由

2 変更内容

3 添付書類（変更申請の場合）

（1）事業計画書（変更後）

交付決定を受けた「事業計画書」を修正する形で作成してください。

（2）経費の変更が生じる場合においては、補助対象経費の見積書等

第6号様式（第11条関係）

川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金変更（中止）承認通知書

川崎市指令 第 号

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名 様

年 月 日付けで申請のあった川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金の変更（中止）については、川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、内容審査の結果、次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市長 名

- 1 変更の内容：
- 2 承認後の補助対象経費： 円
- 3 承認後の交付決定金額： 円
- 4 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及び次の各号に掲げる条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。
 - （1）補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - （2）補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - （3）補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - （4）その他、補助事業の実施に当たっては、川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付要綱及び募集要項を遵守しなければならない。

（注）中止の場合には、4を除いて令達します。

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名

川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、補助事業が完了しましたので、川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

添付書類

- （1） 支払いを証する書類の写し
- （2） その他市長が必要と認めるもの

第7号様式の別紙（第12条関係）

事業報告書

事業概要

実施期間	(着手) 年 月 日～(完了) 年 月 日		
作成物・翻訳物 (対象事業は、(1)～(3)のうち、該当するものを選択。言語は対象となる全ての外国語を記入。)	対象事業	作成物・翻訳物	言語
	-		
	-		
	-		
	-		
	-		
実施内容 (成果や効果を記入)			

補助対象経費

(単位:円)

対象事業	項目・内容	金額(消費税抜額)
-		円
-		円
-		円
-		円
-		円
補助対象経費合計 (A)		円

補助申請額		(単位：円)
補助対象経費 (A)	補助率	補助申請額 (A) × 1/2 と 15 万円のいずれか低い額
円	1/2	円

(千円未満切捨て)

※足りない場合は、行を増やしてお書きください。

第 号
年 月 日

本社所在地

名 称

代表者役職・氏名 様

川崎市長 名

川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金について、川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

1 交付決定年月日： 年 月 日

2 交付決定通知番号：川崎市指令 第 号

3 交付決定金額： 円

4 確定額： 円

第9号様式（第15条関係）

川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付決定取消通知書

川崎市指令 第 号

本社所在地
名 称
代表者役職・氏名 様

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定した川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金について、川崎市コンテンツグローバル化促進事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり交付決定を取消します。

年 月 日

川崎市長 名

【取消しを行う交付決定の内容とその理由】

交付決定日及び 交付決定額	年 月 日 円
取消し額	円
取消しを行う理由	
備 考	